



市県民税の変更点



配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

配偶者控除

平成30年中の所得の合計額が38万円以下の配偶者を有する場合には、下記の表のとおり控除を受けられます。

【控除額】

	納税義務者の合計所得			
	900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下	1,000万円超
同一生計配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	0円
同一生計配偶者 (老人)	380,000円	260,000円	130,000円	0円

・同一生計配偶者(老人)は昭和24年1月1日以前に生まれた人が対象です。

配偶者特別控除

あなたの所得の合計額が1,000万円以下の場合、あなたの所得の合計額と生計を一にする配偶者の所得の合計額に応じて下記の表のとおり控除を受けられます。

【控除額】

配偶者の所得の合計額	納税義務者の合計所得		
	900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下
380,001円～900,000円	330,000円	220,000円	110,000円
900,001円～950,000円	310,000円	210,000円	110,000円
950,001円～1,000,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,000,001円～1,050,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,050,001円～1,100,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,100,001円～1,150,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,150,001円～1,200,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,200,001円～1,230,000円	30,000円	20,000円	10,000円

◎市県民税に関する情報は、宇部市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/shizei/kojinzei/index.html>

◎問い合わせ先 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市役所市民税課 Tel (0836) 34-8187/8188/8189/8190(直通)